

お知らせ

食害の被害が拡大中！

クビアカツヤカミキリ

環境政策課・☎2151

さらなる生息域拡大の可能性
があります。自宅などで被害を
発見したら同課までご連絡を。

幼虫による被害 サクラ、ウメ、
モモの木の中を食害し、木くず
を出す。木くずの発生は4〜10
月。食害され続けると木が弱り、
枯れてしまう。

成虫の特徴 6〜8月にサクラ
などに見られ、全体的に光沢の
ある黒色で、胸部(首部)が赤い。
体長は2.5〜4cm

発見したら 同課へ電話

※成虫は、可能な限り捕殺をし
てください。

※判断できない場合は、写真を
撮影し、同課へお電話ください。
※詳しくは、同課ホームページ
をご覧ください。

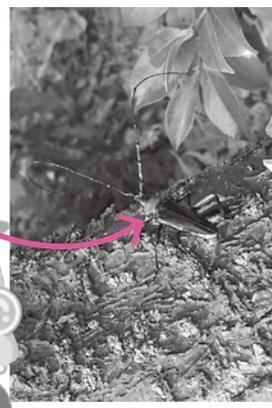
★大募集中！

『クビアカみつけ隊』の隊員

対象 小学生以上で、市内に在
住か通勤、通学している方

特典 隊員証、エコバッグ

活動期間 申込日〜10月31日(日)
活動内容 普段の生活の中でサ
クラなどを観察し、①木くずや
成虫を発見したら同課へ報告②
地域のサクラを守るための行動
を市と協働で行うなど
申込 電話で同課



首元の赤い
ラインが
目印です



木の根元に排出
されたフラス▶



光化学スモッグにご注意!

環境政策課・☎2152

春から夏にかけて、風が弱く気温が高い
晴れた日に発生しやすくなります。

注意報の発表は… 県ホームページ『とちぎの
青空』、県防災メール、市役所、各公民館の
入口などで確認できます。昨年の県内の注意
報発令回数は3回でした。

注意報が発表されたら… 屋外での激しい運動
は避け、不要不急の自動車の使用は控えま
しょう。

目やのどが痛くなったら… すぐに洗眼やうが
いなどをしましょう。それでも症状がよくな
らないときや、息苦しさ、手足のしびれなど
を感じたときは、早めに医師の診察を受けて
ください。

リフォームなどでの
省エネ機器の設置を支援

環境政策課・☎2195

既存住宅に省エネルギー機器
を設置した方にエコポイントを
予算の範囲内で付与します。

対象機種・ポイント数

▼エコキュート、エコジョーズ、

▼エコフィールなど▶▶1万P▶▶

▼太陽光発電システム▶▶2万P▶▶

▼太陽光発電システムに接続す

る蓄電池▶▶3万P▶▶

※ポイントは1P▶▶1円として

口座に振り込み。

要件 ①市内の自ら居住する既
存住宅(新築住宅は不可)へ②今
年度中に③市内業者が設置した

省エネルギー機器で④過去に同
種の補助金などを受けておらず
⑤市税に滞納がないこと

申込 5月6日(木)から申請書類

を同課(本庁舎2階)へ持参

※申請書類は同課または市ホー
ムページで入手可。

※受付は先着順です。

※機種(環境性能など)制限があ
ります。

事業者向け 受付を開始しました
コロナ関連支援金

商業振興課・☎2156

【足利市版】一時支援金
(足利市中小企業売上減少支援金)

対象 国の一時支援金の給付を受けた、個人事業主(市内居住または市内事業所)と中小法人(市内事業所)など
※詳細は左記の市ホームページをご覧ください。



中小企業を応援します
新製品・新技術開発補助金

工業振興課・☎2110

対象者 新製品、新技術の開発研究を行う製造業などを営む中小企業など

対象経費 交付決定日以降に発生した設備費、原材料費、外注加工費、産業財産関係費

※令和4年3月31日(木)までに終了する事業が対象です。

補助額 対象経費の30%以内で上限100万円

申込 5月6日(木)から6月4日(金)午後5時までに申請書を同課

(本庁舎別館3階)へ持参または郵送(〒326-8601足利市役所工業振興課あて)
※事業内容のプレゼンテーションによる審査があります。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

全事業所・企業が対象です
経済センサス活動調査

情報政策課・☎2105

事業所、企業の経済活動の状況を明らかにする調査で、経済政策などの基礎資料を得るために行います。

対象 市内全域の事業所、企業

調査期間 5・6月

調査方法 県知事が任命した調査員が事業所、企業の活動状態を確認し、条件に該当する場合は調査票を配布

調査票回答方法 6月8日(火)までにインターネットで回答または同課へ郵送(〒326-8601足利市役所)

情報政策課あて)



芸術・文化の活動などを
行う団体を助成

市民文化財団(文化課内)
☎2229

対象 市内で芸術・文化の活動を行う団体で、一定の活動実績があり、規約などを有する団体



申込 9月30日(木)までに申請書類を同財団(教育庁舎1階)

※審査があります。助成は11月中旬です。

※申請書類は同財団ホームページで入手可。

姉妹都市(鎌倉市)との
自主交流団体に奨励金

市民生活課・☎2154

姉妹都市を訪問し、現地市民と教育、芸術文化、スポーツ、産業などで交流事業を行う団体に奨励金を交付します。

対象 市内に在住か通勤、通学している方の参加(小学生以上)が10人以上あり、鎌倉市の団体との交流を目的とした宿泊を伴

移転しました
足利文化協会事務所

新住所 〒326-0066
田所町1107番地
市民プラザ別館内
(旧研修センター)

※電話番号、ファクス番号に変更はありません。

☎44123・FAX44110



▲鎌倉市学童野球チームとの交流試合の様子

う訪問であること
奨励金額 1人1500円
※1団体につき年1回まで。予算額を超えた場合は交付できないことがあります。
申込 出発の2カ月前から2週間前までに、必要書類を同課(本庁舎1階)
※申請書は同課または市ホームページで入手可。